

柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正について

令和元年11月26日
こども部保育整備課

1 改正の趣旨

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、国の基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）」）が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

2 地域型保育事業の種類

類型	主な特徴	本市施設数 (H31.4 現在)
小規模保育事業（A型, B型, C型）	定員6～19人 ※A型は全員, B型は半数以上保育士 ※本市はA型のみ	9
事業所内保育事業	（小規模型）定員19人以下 （保育所型）定員20人以上 ※定員規模に応じ地域枠を設定	1
家庭的保育事業	定員1～5人 家庭的保育者の居宅等で保育	0
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅で保育	0

3 改正内容

児童福祉法第34条の16第2項及び国基準第1条第1項の規定により、改正条項は従うべき基準とされていることから、次の事項について、国基準に従い別紙のとおり改正します。

- (1) 家庭的保育者の資格に係る要件緩和
- (2) 保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る要件緩和
- (3) 家庭的保育事業における食事の提供の特例に係る要件緩和
※本市における該当施設なし。
- (4) 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の連携施設に係る要件緩和
※事業所内保育事業のうち、特例保育所型事業所内保育事業を除く。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和2年2月 令和2年第1回定例会に議案提出

(別紙) 柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正に係る国基準(省令)の改正内容

国基準(省令)				対象	柏市対応(案)
条項	区分	項目	内容		
法第34条の20第1項	従うべき基準	成年被後見等が家庭的保育者となることができない規定の削除	市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者については、成年被後見人又は被保佐人についても家庭的保育者の資格要件の対象とすることとした。	家庭的保育	(第24条第2項第2号)国基準どおり改正
第45条第2項	従うべき基準	連携施設の確保義務の免除	市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とした。	保育所型事業所内保育(満3歳以上の児童を受け入れているものに限る)	(第46条第2項)国基準どおり改正
附則第2条第2項	従うべき基準	家庭的保育事業における食事の提供に係る経過措置期間の延長	省令の施行後に家庭的保育事業の認可を得た施設等について、5年を経過する日までの間、調理員の配置及び調理設備の設置を要しないこととした経過措置を5年間延長することとした対象を家庭的保育者全般とした。(この場合において、自園調理により食事の提供を行うために必要な体制を確保するよう努めなければならないこととした)。	家庭的保育 ※家庭的保育者の居宅において実施されるものについては、H31年4月改正済	(附則第2条第2項)国基準どおり改正
附則第3条	従うべき基準	連携施設の確保義務の免除期間の延長	省令の施行日から5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長することとした。 なお、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育については、第42条第8項において連携施設の確保を不要としたことから経過措置の対象外とする。	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育(満3歳以上の児童を受け入れているものを除く)	(附則第3条)国基準どおり改正